様式２－１

受給資格認定申請者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名		支給開始年月	H○○.○

通し番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間（月数）	授業料額（月額）	授業料減免額（月額）	所得制限・加算の区分	支給額（月額）	加算額（月額）	総支給額（月額）	所得確認期間	備　考
計	名						円	円	円		

(注)

1 「国公私」の欄は，「国立」，「公立」，「私立」の別を記入すること。

2「学校種・課程等」の欄は,「①高等学校（全日制）」,「②高等学校（定時制）」,「③高等学校（通信制）」,「④中等教育学校（後期課程）」,「⑤特別支援学校（高等部）」「⑥高等専門学校（１～３学年）」,「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」,「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」,「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」,「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。

3 「生徒氏名」の欄は，姓名の間を１文字分空けること。

4 「支給限度期間（月数）」の欄は，36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）からこれまでの在学期間を除いた期間を月数で記入すること。

5 「授業料額(月額）」の欄は，該当する課程の授業料額を月額で記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）

6 「授業料減免額（月額）」の欄は，学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には，授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）

（例：授業料減免額（年額）が31,000円の場合，授業料減免額（月額）は2,583円となる。）

7 「所得制限・加算の区分」の欄は，市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を，その他の生徒については「加算なし」，「1.5倍」，「2.0倍」，「2.5倍」の別を記入すること。

8 「所得確認期間」の欄は，「**（西暦下２ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下２ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式２－２

受給資格認定申請者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

国公私		学校種・課程等	
学校名		支給開始年月	H○○.○

通し番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間（月数）	支給限度単位	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額（月額）【a】	授業料減免額（月額）【b】	授業料実額（月額）【A(=a-b)】	支給限度額（月額）【B】	所得制限・加算の区分	支給額（月額）【C】	加算額（月額）	総支給額（月額）	所得確認期間	備　考
計	名												円	円	円		

（注）
1 「国公私」の欄は，「国立」，「公立」，「私立」の別を記入すること。
2 「学校種・課程等」の欄は,「①高等学校（全日制）」,「②高等学校（定時制）」,「③高等学校（通信制）」,「④中等教育学校（後期課程）」,「⑤特別支援学校（高等部）」「⑥高等専門学校（１～３学年）」,「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」,「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」,「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」,「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
3 「生徒氏名」の欄は，姓名の間を１文字分空けること。
4 「支給限度期間（月数）」は，36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）からこれまでの在学期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。
5 「授業料額(月額）【a】」の欄は，「1単位あたり授業料額」，「履修期間」，「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し，その計算方法は，[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
6 「授業料減免額（月額）【b】」とは，学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には，授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
7 「授業料実額（月額）【A】」の欄は，「授業料額（月額）【a】」から学校設置者による「授業料減免額（月額）【b】」を引いた額を記入すること。
8 「支給限度額【B】」の欄は，次の計算方法によって算出すること。支給限度額＝4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし，履修単位数は，年間支給対象単位数の上限（30単位）及び在学期間中の支給対象単位数の上限（74単位）を超えない単位数で計算すること。
9 「所得制限・加算の区分」の欄は，市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を，その他の生徒については「加算なし」，「1.5倍」，「2.0倍」，「2.5倍」の別を記入すること。
10 「支給額【C】」の欄は，「支給限度額【B】」と「授業料実額（月額）【A】」を比較し，いずれか低い方の額となる。
11 「授業料額（月額）【a】」，「授業料減免額（月額）【b】」，「支給限度額【B】」については，1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
12 「所得確認期間」の欄は，「**（西暦下２ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下２ケタ）**（支給終了月）」とすること。

様式６

文　　書　　番　　号
平成　　年　　月　　日

〇〇高等学校　　文科　太郎　殿

学校法人　〇〇学園

理事長　〇〇　〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について，大阪府教育長より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第４条の規定に基づき，高等学校等就学支援金の受給資格について，次のとおり認定されました。

1	認定番号	18-001-0001-1001
2	支給対象者	文科　太郎
3	在籍高等学校等	〇〇高等学校
4	学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5	高等学校等の設置者（代理受領者）	学校法人　〇〇学園
6	高等学校等就学支援金支給者	大阪府
7	認定年月	平成30年4月

あなたに支給される高等学校等就学支援金は，上記の学校設置者が代理受領し，あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第５条の規定により，各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を，複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には，支給手続きを再確認する必要がありますので，以下の担当まで連絡してください。

大阪府教育庁私学課高等学校等就学支援金担当
電話　06－6210－9275　内線4835

様式７

文　　書　　番　　号
平成　　年　　月　　日

○○高等学校　　文科　太郎　殿

学校法人　○○学園
理事長　○○　○○

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について，大阪府教育長より下記のとおり通知がありましたので，お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第４条の規定に基づく貴殿からの申請については，下記の理由により却下されました。

（理由）

1　この決定に不服がある場合には，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に，文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

まず，審査請求を行う前に，却下に至った事実関係について，下記都道府県担当者まで確認してください。
大阪府教育庁私学課高等学校等就学支援金担当
電話　０６（６２１０）９２７５　（内線）４８３５

その上で，審査請求を行う場合は，文部科学省高校修学支援室まで，審査請求の方法等についてお問い合わせください。
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室
電話　０３（５２５３）４１１１

2　この決定については，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，大阪府を被告として，処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても，この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし，上記1の審査請求をした場合には，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても，当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。